

(証券コード 6 6 2 0)

平成 28 年 6 月 10 日

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目23番1号

宮越ホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 宮 越 邦 正

第 5 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 5 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目23番1号
NETビル 5階
(末尾の会場案内図をご参照ください)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第 5 期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 5 期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議 案**
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.miyakoshi-holdings.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.miyakoshi-holdings.com>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループをとりまく経済環境は、上期においては世界経済全体の景気は緩やかに回復していたものの、下期以降新興国の経済成長の減速が顕著になり、また原油安、円高等の不安定要素や米国の経済回復状況の停滞などにより、先行き不透明感が増すものと思われます。

一方で、当社グループの主要な事業拠点である中国深圳市は、国際都市として堅実な経済成長を継続しており、賃金、物価、不動産価格の上昇率は他の地域に比べいずれも高い伸び率を示し、不動産賃貸市場におきましても底堅い需要に支えられ市況は好調に推移しております。

このような状況下、当社グループは、深圳市における所有不動産の賃貸管理及び開発事業に経営資源を集中し、所有不動産物件（建物 114 千㎡・土地 127 千㎡）の効率的な活用とハイレベルな運営管理を行うことにより、稼働率の高い安定した収益基盤の強化を図り、業績の向上を目指して事業を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は 1,365 百万円（前期比 39.2%減）、営業利益 628 百万円（前期比 22.1%増）、経常利益 382 百万円（前期比 25.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益 614 百万円（前期比 56.3%減）を計上いたしました。

なお、営業収益の大幅な減少（前期比 39.2%減）は、前期において電気機器等の製造販売事業の大幅な縮小を実施したことによるものであり、また親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少（前期比 56.3%減）は、前期において当社グループの固定資産の一部を譲渡したことにより特別利益を計上したことに起因するものであります。

不動産開発事業について

当社子会社深圳皇冠（中国）電子有限公司（以下「皇冠電子」と称する）が所在する深圳市は、人口1,800万人を擁し、中央政府が進める次世代の現代サービス産業の高度化を担うべく、ハイテク・情報・金融等を基盤とした国際都市への転換を図り、香港・マカオを一体化した一大経済圏の中心に位置する中国華南地区の中心都市として、今後も一層の発展を期待されております。

皇冠電子の保有する不動産物件（土地127千㎡）は、深圳市の中心部福田区に位置し、官公庁街に近く、交通インフラ（主要幹線道路、地下鉄駅、高速道路インターチェンジ、深圳市最大のバスターミナル等）等の都市機能が集中した付加価値の高いエリアにあります。

当該不動産物件につきましては、都市更新プロジェクト「皇冠科技园（仮称）」として、オフィスやホテル、商業施設、レジデンスなどから構成される大型総合都市開発を予定しており、日本をはじめとする海外の先進的開発や運営技術を導入し、深圳市の更なる経済発展のモデルとなる再開発を目指しております。

当該開発事業につきましては、中国政府をはじめ国内外多方面から協賛を受けており、また深圳市の重大プロジェクトにも位置づけられていることから、現在同市政府関係各局と協議調整を図りながら申請に向け開発計画の策定を進めております。当社グループは、当該開発事業をグループの成長戦略の柱として位置付け、今後も経営資源を集中してまいり所存です。

なお、当該開発事業の促進と中国における当社グループ事業の更なる拡大を図るため、当社は香港特別行政区に当社全額出資による子会社「皇冠投資管理有限公司」を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社グループは、従来、「電気機器等の製造販売事業」、「不動産開発及び賃貸管理事業」、「その他事業」の各セグメント別に業績を説明しておりましたが、当連結会計年度から「不動産開発及び賃貸管理事業」のみの単一セグメントとなったため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資について、事業に重要な影響を及ぼすものではありませんでした。

また、資金調達について、非経常的な資金調達は行っておりません。

(3) 対処すべき課題

当社グループにおいて対処すべき主な課題は、次のとおりです。

- ① 純粋持株会社体制におけるコーポレート・ガバナンスの確立と経営資源の有効活用による企業価値の向上
- ② 中国における不動産総合開発事業の組織体制強化と事業促進

上記課題につきましては、経営戦略の質を高め着実に成果を上げることにより、企業体質の強化と経営基盤の確立を図ってまいります。

株主の皆様には、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成24年度 (第 2 期)	平成25年度 (第 3 期)	平成26年度 (第 4 期)	平成27年度 (第 5 期)
営 業 収 益	5,405	5,599	2,245	1,365
経 常 利 益	274	534	510	382
親会社株主に帰属 する当期純利益	166	304	1,404	614
1株当たり 当期純利益	10円74銭	19円62銭	90円41銭	39円53銭
総 資 産	12,200	12,868	15,879	16,143
純 資 産	2,680	3,249	5,594	6,220

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度より、「売上高」は「営業収益」に、「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」に表示を変更しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資 比率	主要な 事業内容
クラウン株式会社	1億円	100%	電気機器等の 製造販売
深圳皇冠(中国)電子 有限公司	US\$ 1,500万	90% (90%)	不動産開発・ 賃貸及び管理
隆邦医葯貿易 有限公司	5億1千万円	100% (100%)	医薬品・医療 器具等の卸販売
深圳皇冠金属成型 有限公司	US\$ 300万	67% (67%)	精密板金加工等
CROWN PRECISION (HK) CO., LTD.	HK\$ 50万	100% (100%)	深圳皇冠金属 成型有限公司 の管理運営
皇冠投資管理 有限公司	HK\$ 150万	100%	投資・ 資産管理等

(注) 1. 出資比率の()内は間接所有の割合であります。

2. 皇冠投資管理有限公司は平成27年4月16日に設立しております。

企業結合の成果は「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
クラウン 株式会社	東京都大田区大森北 一丁目23番1号	3,911百万円	12,048百万円

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社6社から構成され、不動産開発及び賃貸管理を主な事業としております。

なお、当社グループは、当連結会計年度より「不動産開発及び賃貸管理」の単一セグメントに変更しております。

(7) 事業所

本 社：東京都大田区大森北一丁目23番1号
海外拠点：中国(深圳・北京・長春・香港)

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
41名	3名減

(9) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
Century Paramount Investment Ltd.	2,688
Long Wing Holdings Ltd.	2,687
Pacific State Holdings Ltd.	2,320

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 15,534,598株(自己株式345株を除く)
(3) 株主数 4,665名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社クラウンユナイテッド	千株 3,311	% 21.3
アジアンスカイインベストメンツリミテッド	2,070	13.3
キロパワーリミテッド	1,024	6.5
スワフトアセットグループリミテッド	959	6.1
マックスインベストリミテッド	878	5.6
サイノブライトリミテッド	530	3.4
フォーチュンスプライトホールディングスリミテッド	500	3.2
ハムフォードオーバーシーズリミテッド	488	3.1
フェアシャイングループリミテッド	350	2.2
アトランティックジャンボリミテッド	325	2.0

(注) 持株比率は自己株式(345株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における 地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	宮越 邦正	(株)クラウンユナイテッド 代表取締役社長 クラウン(株) 代表取締役会長兼社長 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事長兼総経理 隆邦医薬貿易有限公司 董事長
常 務 取 締 役	板倉 啓太	(株)クラウンユナイテッド 取締役 クラウン(株) 取締役管理本部長 隆邦医薬貿易有限公司 董事 深圳皇冠金属成型有限公司 董事総経理
取 締 役 (中国事業部長)	張 偉	深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事・常務副総経理 隆邦医薬貿易有限公司 董事総経理
取 締 役 (監査等委員)	田村 幸治	
取 締 役 (監査等委員)	宮越 盛也	(株)タスク 代表取締役社長 (株)ビオカ 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	段 鳳林	

- (注) 1. 当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会の承認を得て、同日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、監査役野村富孝氏、監査役宮越盛也氏及び監査役HO NGAR-POK氏の任期が満了したことから、宮越盛也氏は監査等委員である取締役に就任し、野村富孝氏及びHO NGAR-POK氏は退任いたしました。また、田村幸治氏及び段鳳林氏は、新たに監査等委員である取締役に選任され就任しております。
2. 取締役田村幸治氏、取締役宮越盛也氏及び取締役段鳳林氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 主要取引等特定関係事業者との関係
取締役宮越盛也氏は、当社業務執行取締役の3親等以内の親族であります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	3名	26百万円
（うち社外取締役	1名	100百万円）
取締役（監査等委員）	3名	5百万円
（うち社外取締役	3名	5百万円）
監査役	3名	1百万円
（うち社外監査役	2名	0百万円）

(注) 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	田村 幸治	就任後に開催された取締役会7回の全て、監査等委員会4回の全てに出席し、適宜発言を行い、監査等委員会の委員長として監査における重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
取締役 (監査等委員)	宮越 盛也	当事業年度開催の取締役会9回のうち4回、監査役会1回、監査等委員会4回の全てに出席し、適宜発言を行い、監査における重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
取締役 (監査等委員)	段 鳳林	就任後に開催された取締役会7回のうち3回、監査等委員会4回のうち2回に出席し、適宜発言を行い、監査における重要事項の協議を行っております。

- (注) 1. 当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会の承認を得て、同日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。宮越盛也氏は、同日付で社外監査役を退任し、社外取締役（監査等委員）に就任しております。なお、宮越盛也氏は㈱タスク及び㈱ビオカの代表取締役を兼任しておりますが、当社は同社と重要な取引関係にありません。
2. 取締役（監査等委員）田村幸治氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
取締役（監査等委員）宮越盛也氏は、企業経営に関する経験や実績を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
取締役（監査等委員）段鳳林氏は、中国において企業経営者としての豊富な経験や知見を有しており、中国企業の経営に専門的な知識・見識を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
なお、取締役（監査等委員）田村幸治及び取締役（監査等委員）段鳳林の両氏につきましては、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名

公認会計士 横田 泰史
公認会計士 山本日出樹

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士 横田 泰史 9百万円
公認会計士 山本日出樹 9百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

公認会計士 横田 泰史 9百万円
公認会計士 山本日出樹 9百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提出された監査計画の妥当性や適正性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合及びその他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令および定款、社内規程の遵守のみならず、企業の社会的責任を全うすることを目的として「宮越ホールディングス行動規範」を策定し、実践する。
 - ・ 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に取り締役会で適宜報告させる。
 - ・ 取締役は、職務分掌規程、職務権限規程、コンプライアンス規程等の社内規程の一層の整備を図り、取締役および使用人は、法令および定款とともにそれらを遵守し業務を執行する。
 - ・ 監査室は、社内業務が法令、定款、社内規程を遵守して行なわれていることを確認するため内部監査を実施する。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、これらの活動を助長するような行為は行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）は取締役会において定める文書管理規程に基づき、適切に保存および管理する。
 - ・ 内部統制室は、職務執行情報を取締役が適宜閲覧できるシステムを構築する。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 内部統制室をリスク管理部門とし、関連部門と連携して当社グループのリスク管理に関する施策を立案、推進する。

- ・ 内部統制室は、当社グループ全体のリスクを総括的に管理するとともに、その管理状況やリスク情報を取締役会、コンプライアンスリスク管理委員会および監査等委員会に適宜報告する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ・ 当社の各部門の機能、業務執行の範囲について職務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限の範囲および権限の委譲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
 - ・ 子会社においても、その規模等に応じて、当社の規程等に準じた職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループ共通の行動規範を必要に応じて策定ないし見直すことにより、かかる行動規範の当社グループ全体への周知徹底を図ることで当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
 - ・ 内部統制室は、関連部署と提携して当社グループの業務の円滑化を図るとともに、当社グループ管理体制の整備を行なう。監査室は、定期的に当社グループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行なうこととし、業務の適正化を推進する。
 - ・ 当社グループ全体として「内部通報制度」を設け、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用に取り組むことでコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は監査等委員会の求めに応じて、その職務執行に必要な場合は、監査室所属の使用人に補助を行なわせるとともに、必要に応じて監査室を中心として関係各部門がサポートする。

- ・ 監査等委員会の職務を補助するにあたり、監査室所属の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ・ 当社は、当該補助にあたる使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を踏まえたうえで行なうものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社および子会社の取締役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ コンプライアンスリスク管理委員会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査室は、定期的に監査等委員会に活動状況を報告するとともに、法令、定款に違反しまたは違反するおそれがあると認識した場合は速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - ・ 当社グループの内部統制の部署は内部統制室とし、内部統制担当および内部監査室の内部監査担当が、グループ各社への指導、支援を実施する。また、内部統制担当および内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況をまとめ、定期的に当社取締役会および監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社の監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の監査役に対して報告を求めることができる。
 - ・ 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会の監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査等委員の閲覧する資料の整備に努める。
 - ・ 監査等委員会の監査に対する役職員の理解を深め、監査等委員会の監査の環境整備に努める。
 - ・ 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための取り組み方針として、会社の事業内容、社会、経済環境の変化に即応し、継続的に内部統制システムの整備を図り、実効性のある内部統制の運用に努めており、当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

- ・ 当社は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことを受け、平成27年6月26日開催の第4回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行と定款の一部変更の決議を行ない、取締役会において取締役会規程をはじめとする関連諸規程の改定を承認し、その後速やかに全役職員会議を開催、内容の説明と周知徹底を図りました。当社はグループ各社の事業活動を支配・管理する持株会社として、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任を果たすため、コ

ーポレート・ガバナンスを確立し、引き続き役員に対して法令及び定款並びに会社の諸規程など企業倫理を徹底してまいります。

- ・当社はコンプライアンス、内部通報に関する通報窓口としてコンプライアンスリスク管理委員会を設置し、事業活動におけるリスク低減を志向、同管理委員会を3回開催し、その都度の課題の提起・報告と実効性ある委員会を目指し協議を行いました。
- ・新たに設置された監査等委員会がその業務を円滑に進める為の内部統制室のサポート体制、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化、経営の健全性・透明性の向上を図る体制の構築等に関し、監査等委員会と内部統制室の協議を3回開催し、今後とも相互連携を図っていくことを確認致しました。

当社では今後とも内部統制運用に関し、基本方針やシステムの見直し及びその適切な運用を通して業務の適正を確保してまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、期末配当につきましては、誠に不本意ではございますが、見送らせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,545	流 動 負 債	1,451
現金及び預金	6,140	1年内返済予定の長期借入金	25
営業未収入金	83	未 払 金	153
未 収 入 金	107	繰延税金負債	95
そ の 他	268	未払法人税等	968
貸倒引当金	△54	そ の 他	208
固 定 資 産	9,597	固 定 負 債	8,471
有形固定資産	23	長期借入金	7,696
建物及び構築物	0	繰延税金負債	196
機械装置及び運搬具	2	退職給付に係る負債	6
工具器具備品	21	そ の 他	571
無形固定資産	1,713	負 債 合 計	9,922
の れ ん	354	(純資産の部)	
土地 使用 権	1,358	株 主 資 本	5,428
そ の 他	0	資 本 金	2,000
投資その他の資産	7,860	資 本 剰 余 金	1,744
投資有価証券	10	利 益 剰 余 金	1,683
長 期 貸 付 金	7,662	自 己 株 式	△0
そ の 他	187	その他の包括利益累計額	47
		為替換算調整勘定	47
		非支配株主持分	744
		純 資 産 合 計	6,220
資 産 合 計	16,143	負債及び純資産合計	16,143

連結損益計算書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,365
営 業 原 価		292
営 業 総 利 益		1,072
販売費及び一般管理費		444
営 業 利 益		628
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	136	
そ の 他	31	167
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
為 替 差 損	375	
そ の 他	13	413
経 常 利 益		382
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 金	4	
そ の 他	0	4
税金等調整前当期純利益		378
法人税、住民税及び事業税	1,115	
法 人 税 等 調 整 額	△1,328	△212
当 期 純 利 益		590
非支配株主に帰属する当期純損失		23
親会社株主に帰属する当期純利益		614

連結株主資本等変動計算書

（自 平成27年 4 月 1 日）
（至 平成28年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	2,000	1,744	1,069	△0	4,814
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			614		614
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	614	—	614
当 期 末 残 高	2,000	1,744	1,683	△0	5,428

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	19	19	761	5,594
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				614
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28	28	△16	11
当 期 変 動 額 合 計	28	28	△16	625
当 期 末 残 高	47	47	744	6,220

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 31 日

宮越ホールディングス株式会社

取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横田 泰史[®]

山本公認会計士事務所

公認会計士 山本日出樹[®]

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年5月30日開催の取締役会において、連結子会社深圳皇冠（中国）電子有限公司が中国深圳市に所有する固定資産（土地使用権）の一部について、深圳人民政府より道路建設のための用地回収の要請を受けたことから、同政府の要請に対して公共事業であることに鑑み前向きに検討し対応することを決議した。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人、公認会計士横田泰史及び公認会計士山本日出樹両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月6日

宮越ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 田村幸治 ㊞

監査等委員 宮越盛也 ㊞

監査等委員 段鳳林 ㊞

(注)監査等委員田村幸治、宮越盛也及び段鳳林は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	434	流 動 負 債	211
現金及び預金	144	短 期 借 入 金	58
そ の 他	289	1年内返済予定の長期借入金	25
固 定 資 産	11,614	未 払 金	7
投資その他の資産	11,614	賞 与 引 当 金	1
関係会社株式	3,935	そ の 他	120
長 期 貸 付 金	7,662	固 定 負 債	7,703
そ の 他	16	長 期 借 入 金	7,696
		退職給付引当金	6
		負 債 合 計	7,915
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	4,133
		資 本 金	2,000
		資 本 剰 余 金	1,911
		資 本 準 備 金	1,000
		その他資本剰余金	911
		利 益 剰 余 金	222
		その他利益剰余金	222
		繰越利益剰余金	222
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	4,133
資 産 合 計	12,048	負債及び純資産合計	12,048

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		262
営 業 費 用		151
営 業 利 益		110
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
そ の 他	1	24
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
そ の 他	7	31
経 常 利 益		103
税 引 前 当 期 純 利 益		103
法人税、住民税及び事業税	1	1
当 期 純 利 益		102

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	2,000	1,000	911	119
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				102
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	102
当 期 末 残 高	2,000	1,000	911	222

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△0	4,030	4,030
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		102	102
当 期 変 動 額 合 計	—	102	102
当 期 末 残 高	△0	4,133	4,133

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 31 日

宮越ホールディングス株式会社

取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横田 泰史^⑩

山本公認会計士事務所

公認会計士 山本日出樹^⑩

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の第13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、公認会計士横田泰史及び公認会計士山本日出樹両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月6日

宮越ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 田村幸治 ㊟

監査等委員 宮越盛也 ㊟

監査等委員 段鳳林 ㊟

(注) 監査等委員田村幸治、宮越盛也及び段鳳林は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）が任期満了となりますので、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	宮 越 邦 正 (昭和 16 年 2 月 6 日)	昭和41年 5 月 東邦電器製作所創業 代表 昭和43年 7 月 東邦電器㈱設立 代表取締役社長 昭和56年 6 月 ㈱クラウンユナイテッド 代表取締役社長(現) 平成 5 年 6 月 クラウン㈱ 代表取締役会長(現) 平成13年 6 月 クラウン㈱ 代表取締役社長(現) 平成17年11月 隆邦医葯貿易有限公司 董事長(現) 平成23年10月 当社 代表取締役会長兼社長(現) 平成23年10月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事長(現) 平成26年 3 月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 總經理(現)	一株
2	板 倉 啓 太 (昭和 24 年 2 月 23 日)	昭和63年 6 月 ㈱クラウンユナイテッド 取締役(現) 平成 5 年 2 月 クラウン㈱入社 管理部長 平成 5 年 6 月 クラウン㈱ 取締役経理部長 平成 7 年 1 月 クラウン㈱ 取締役管理本部長(現) 平成17年11月 隆邦医葯貿易有限公司 董事(現) 平成23年10月 当社 取締役経営企画部長 平成23年10月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事 平成23年10月 深圳皇冠金属成型有限公司 董事總經理(現) 平成24年 6 月 当社 常務取締役(現)	1,000 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	張 偉 (昭和 51 年 5 月 20 日)	平成12年10月 ㈱みずほコーポレート銀行大連支店 入行 平成16年 3 月 ㈱日産サティオ埼玉 入社 平成17年 4 月 ㈱みずほコーポレート銀行本店 入行 平成24年 4 月 デロイトトーマツコンサルティング㈱ 入社 平成26年 5 月 当社 中国事業部長 平成26年 5 月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事・常務副總經理(現) 平成26年 6 月 当社 取締役中国事業部長(現) 平成26年 6 月 隆邦医薬貿易有限公司 董事總經理(現)	一株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【各取締役候補者の選任理由】

1 宮越 邦正

創業者として50年、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識に加え、既成概念にとらわれない先駆的な取り組みを推し進めるリーダーシップを有し、当社代表取締役会長兼社長およびグループの代表として、現在、当社を含むグループ7社を率いております。日中国交正常化後、日中合作第1号プロジェクトを推進。その後、日本企業の中国進出に尽力し、中国財界の中枢や要人との豊富な人脈と信頼関係を築き上げ、当社グループの中国における開発・投資事業はもとより、当社グループが永続的に存続し発展する企業となるために欠くことのできない人物であり、今後のグループの経営戦略の実行・推進を担う取締役として適任であると判断し、引続き候補者として選任いたしました。

2 板倉 啓太

昭和63年より当社グループの取締役を歴任し、管理、経理、経営企画等幅広く業務に携わり、国内外のグループの業務全般を熟知するとともに、経営全般にわたっての知見と豊富な経験を有していることから、今後のグループの経営戦略の実行・推進を担う取締役として適任であると判断し、引続き候補者として選任いたしました。

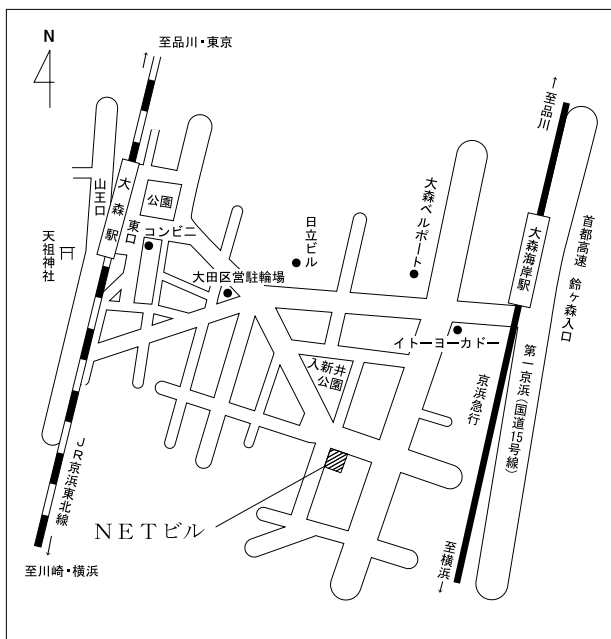
3 張 偉

大手都市銀行やコンサルティング会社等を経て、平成26年より当社グループの取締役として中国子会社の経営に携わり、専門的知識と経験に加え、中国現地法や商慣行についての幅広い知見を有していることから、今後のグループの経営戦略の実行・推進を担う取締役として適任であると判断し、引続き候補者として選任いたしました。

以 上

株主総会会場ご案内略図

交通機関 (JR 京浜東北線 大森駅 下車徒歩約5分)
(京浜急行 大森海岸駅 下車徒歩約8分)



会場 東京都大田区大森北一丁目23番1号
NETビル 5階

会場へのお車でのご来場はご遠慮く
ださいようお願い申し上げます。